

## 第二章 大和時代と皇威の發展

### 第一節 皇基の振起

崇神天皇

一崇神天皇の御治世 神武天皇の御即位以來、皇化は次第にひろまり、綏靖天皇から開化天皇に至る御歴代の天皇は、その御諡號によつてしのび奉られるやうに、御盛徳を以て天下をしろしめし給ひ、皇威はいよいよ伸張したが、そののちを承けさせられた崇神天皇の御代は、その發展が殊に顯著であつた。天皇は、神祇を尊崇し、常に天業の恢弘に御心を注がせられた。天皇は、神威を畏み、皇祖の御靈代たる御鏡を御劍とともに大和の笠縫邑に奉遷し、宮中には新たに象り造らしめられた御鏡御劍を御靈とともに奉安し給うた。垂仁天皇の御代になつて、さらに笠縫邑から伊勢の五十鈴川のほとりに遷し奉られた。これ即ち皇大神宮である。かくて從來宮中で床を同じくし、殿をともしして奉齋あらせられた御鏡を他に遷し奉り給うたこと

皇大神宮の創立

神器の奉遷

は、國運の發展に伴なふ政治事務の増大によつて、神威を瀆し奉らんことを畏れ給うたものと拜せられるのであつて、祭政一致の御精神にはいささかの變化も生じなかつた。

神祇尊崇

崇神天皇は、また神の御諭しを得て、大物主神、倭大國魂神をおごそかに祭り給ひ、國內の平安を祈り給うたが、別に八十萬群神をも祭り、天つ社國つ社及び神地、神戸をも定め給うた。いづれも神祇尊崇の篤き叡慮のあらはれである。

四道將軍

天皇は、さらに皇化をあまねく宇内に布き給はんとして、四道將軍を御派遣になり、未だ教化に溶せざる地方の土豪を平定鎮撫せしめ給うた。

産業の御獎勵

天皇は、また大御心を農業に注がせられ、詔して、  
農は天下の大なる本なり。民の恃みて以て生くる所なり。  
と仰せられ、池溝を營み、農事を獎勵して大いに民業を廣め給うた。かくて皇化は遠隔の地に及び、國家の版圖も擴大し、衆庶は業を楽しみ、國內は安寧であつたので、天皇は、税法を定め給ひ、男には弓弭調、女には手末調を賦課し



給うた。また船の効用を教へて、

船は天下の要用なり。今海邊の民、船無きに由りて、以て甚に歩運に苦しむ。其れ諸國に命ちて船舶を造らしめよ。

と詔し、海國日本發展の基礎を示し給うた。かくて皇化はいよいよひろまり、皇威は半島にまで及び、御治績は大いに擧つたので、後世天皇を御肇國天皇と稱へ奉る。

## 垂仁天皇

二皇威の伸張 垂仁天皇は、大御心を民政に用ひさせられ、全國に八百に餘る池溝を掘らせて、農業を勧め給うた。また太刀千口を物部氏の氏神なる石上神宮に納め、物部十千根をしてこれを管せしめられたのを始め、諸社に武器を奉納し給ふなど、武備の充實にも大御心を注がせられた。

## 景行天皇

ついで景行天皇は、熊襲の叛亂を聞し召し、御親ら軍を率ゐて九州に幸せられ、その首長を誅し給ひ、日向の高屋宮に留りますこと六年、九州諸國を御巡幸ののち還幸し給うた。しかるに熊襲は、そののち再び動搖したために、天皇は、皇子日本武尊を遣はして、これを討たしめられた。かくて尊は、西國

## 成務天皇

を平定し給うたが、のちまた勅命を奉じ、蝦夷を綏撫して東山道より伊勢に還りまし、その地で遂に薨去あそばされた。天皇は、尊の薨去を深く歎惜し給ひ、後年親しく東國を御巡幸あらせられ、尊の御事蹟を偲び給うた。なほ天皇は、諸皇子を國々に分置して地方の開發を圖らしめ給うた。

かくて皇化の伸張に伴ひ、新たに地方制度刷新の機が熟するに至つた。成務天皇は、御父景行天皇の御雄圖の跡を受けて、専ら守成の重きに任じ給ひ、詔して、

今より以後、國郡に長を立て、縣邑に首を置き、即ち當の國の幹了者を取りて、其の國郡の首長に任せ、是を中區の蕃屏と爲さむ。

と仰せられ、やがて全國の山河の形勢に應じて、國造、縣主、稻置等を置いて、地方政治を分掌せしめられた。かくして地方制度は整備し、皇化はいよいよあまねきを得るに至つた。

## 近江遷都

なほ神武天皇以來、御歷代大和に都し給うたが、景行天皇は、御晚年近江に幸し、志賀の高穴穗宮にましまし、ついで成務天皇も、同じくこの宮にましま



した。都を近江に遷し給うたのは、東國及び北陸方面の統御、交通の便等を考慮せられたものであり、皇威の進展とともに、諸事積極進取を旨とせられたことが、この間に窺はれる。

仲哀天皇

熊襲は邊陲の地にあつて、教化が容易に及ばなかつたために、そのうちも時に動搖を免れなかつた。仲哀天皇の御代、その叛亂が傳へられたので、天皇は親征あらせられ、筑紫の橿日宮を行宮と定められ、群臣に詔して熊襲の討伐を圖り給うた。しかるに、未だ熊襲の平定を見ぬ中に、天皇は崩御あらせられた。

皇大神宮の創始

六年○崇神天先是天照大神和大國魂二神並祭於天皇大殿之内。然畏其神勢共住不安。故以天照大神託豐鍬入姫命祭於倭笠縫邑。仍立磯堅城神籬比葬呂岐。日本書紀卷五。  
二十五年○垂仁天三月丁亥朔丙申。離天照大神於豐稻入姫命託于倭姫命。倭姫命求鎮坐大神之處而詣菟田彼幡佐。更還之入近江國東廻美濃到。

伊勢國。時天照大神誨倭姫命曰。是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也。傍國可憐國也。欲居是國。故隨大神教。其祠立伊勢國。因興齋宮于五十鈴川上。日本書紀卷六。

四道將軍の派遣

十年○崇神秋七月丙戌朔己酉。詔群卿曰。導民之本在於教化也。今既禮神祇。灾害皆耗。然遠荒人等猶不受正朔。是未習王化耳。其選群卿遣于四方。令知朕憲。九月丙戌朔甲午。以大彥命遣北陸。武渟川別遣東海。吉備津彥遣西道。丹波道主命遣丹波。因以詔之曰。若有不受教者。乃舉兵伐之。既而共授印綬爲將軍。日本書紀卷五。

崇神天皇の勸農

六十二年○崇神秋七月乙卯朔丙辰。詔曰。農天下之大本也。民所恃以生也。今河内、狹山、埴田、水少。是以其國百姓怠於農事。其多開池溝以寬民業。冬十月。造依網池。十一月。作新坂池。反折池。一云。天皇居桑間。宮造是三池也。日本書紀卷五。

國造創設の詔

四年○成務春二月丙寅朔。詔之曰。我先皇大足彥天皇聰明神武。膺茲受圖。第一節 皇基の振起



治天順人撥賊反正德伴覆壽道協造化是以普天率土莫不王臣慕氣懷電何非  
 得處今朕副踐寶祚夙夜兢惕然黎元蠢爾不後野心是國郡無君  
 長縣邑無首渠者焉自今以後國郡立長縣邑置首即取當國之幹了者任其國郡之  
 首長是爲中區之蕃屏也。(日本書紀卷七)

國造創置表

御代	國造名	本據の地方
神武天皇	大倭國造	大和國
同	葛城國造	大和國葛城郡
同	凡河內國造	河內國
同	山代國造	山城國相樂郡
同	伊勢國造	伊勢國
同	素賀國造	大和國高市郡宗我といひ、また、道江國佐野郡素賀村(今、小笠郡曾我村) ともいふ。
同	紀伊國造	紀伊國
同	宇佐國造	豊前國宇佐郡
同	津島縣直	對馬國

開化天皇	三野前國造	美濃國本巢郡
崇神天皇	知知夫國造	武藏國秩父郡
同	科野國造	信濃國
同	久比岐國造	越後國頸城郡
同	高志深江國造	越後國蒲原郡といひ、また、越後國頸城郡深江村ともいふ。
同	出雲國造	出雲國
同	石見國造	石見國
同	吉備中縣國造	備中國阿賀郡(今、阿賀郡の内)
同	波久岐國造	備後國の北部地方なりといひ、また、波久岐は與之岐の誤にて周防國吉 敷郡かともいふ。
同	波多國造	土佐國幡多郡
同	火國造	肥後國八代郡
同	阿蘇國造	肥後國阿蘇郡
景行天皇	甲斐國造	甲斐國
同	那須國造	下野國那須郡
同	上毛野國造	上野國
同	吉備穴國造	備後國安那郡(今、深安郡の内)



景行天皇	穴門國造	長門國
同	阿武國造	長門國阿武郡
同	葦分國造	肥後國葦北郡
成務天皇	山背國造	山城國
同	伊賀國造	伊賀國
同	島津國造	志摩國
同	尾張國造	尾張國
同	參河國造	三河國
同	遠淡海國造	遠江國
同	珠流河國造	駿河國駿河郡(今、駿東郡)
同	廬原國造	駿河國廬原郡(今、庵原郡)
同	相武國造	相模國
同	師長國造	相模國足柄郡かといひ、また、同國餘綾郡(今、中郡の内、磯長郷かといふ)。
同	无利志國造	武藏國
同	須惠國造	上總國周准郡(今、君津郡の内)
同	馬來多國造	上總國望旆郡(今、君津郡の内)

同	上海上國造	上總國海上郡(今、市原郡の内)
同	伊其國造	上總國夷隅郡
同	武社國造	上總國武射郡(今、山武郡の内)
同	菊麻國造	上總國市原郡菊麻
同	阿波國造	安房國
同	新治國造	常陸國新治郡(今、眞壁郡)
同	筑波國造	常陸國筑波郡
同	仲國造	常陸國那珂郡
同	久自國造	常陸國久慈郡
同	高國造	常陸國多珂郡(今、多賀郡)
同	近淡海安國造	近江國野洲郡
同	額田國造	美濃國池田郡(今、掛斐郡の内)額田郷かといひ、また、額田は坂田の誤にて近江國坂田郡かといふ。
同	三野後國造	美濃國
同	斐陀國造	飛騨國
同	阿尺國造	陸奥國(のちの岩代國)安積郡
同	思國造	思は思太の藩字にて陸奥國(のちの陸前國)志太郡(今、志田郡)なりといひ、互利の二字の誤寫にて同國(のちの陸前國)互理郡なりともいふ。



同	成務天皇	伊久國造	陸奥國(のちの陸前國)伊具郡
同	染羽國造	陸奥國(のちの磐城郡)標葉郡(今、雙葉郡)	
同	浮田國造	陸奥國(のちの磐城國)宇多郡(今、相馬郡の内)	
同	信夫國造	陸奥國(のちの岩代國)信夫郡	
同	白河國造	陸奥國(のちの岩代國)白河郡	
同	石背國造	陸奥國(のちの岩代國)岩瀬郡	
同	石城國造	陸奥國(のちの磐城郡)磐城郡(今、石城郡)	
同	高志國造	越後國古志郡	
同	三國國造	越前國坂井郡	
同	角鹿國造	越前國敦賀郡	
同	能等國造	能登國	
同	伊彌頭國造	越中國射水郡	
同	佐渡國造	佐渡國	
同	丹波國造	丹後國丹波郡(今、中郡)	
同	但遲麻國造	但馬國	
同	二方國造	但馬國二方郡(今、美方郡の内)	

同	稻葉國造	因幡國
同	伯岐國造	伯耆國
同	針間國造	播磨國
同	針間鴨國造	播磨國賀茂郡
同	吉備品治國造	備後國品治郡(今、瀬品郡の内)
同	阿岐國造	安藝國安藝郡
同	大島國造	周防國大島郡
同	熊野國造	紀伊國牟婁郡熊野
同	長國造	阿波國那賀郡
同	伊余國造	伊豫國伊豫郡
同	都佐國造	土佐國土佐郡
同	筑志國造	筑前國筑紫郡
同	豐國造	豐前國仲津郡(今、京都郡の内)
同	國前國造	豐後國國崎郡(今、國東郡)
同	比多國造	豐後國日高郡(今、日田郡)
同	末羅國造	肥前國松浦郡



成務天皇	天草國造	肥後國天草郡
同	葛津國造	肥前國藤津郡
同	筑志米多國造	肥前國三根郡 <small>(今、三養基郡の内)米多郷といひ、また、米は米の誤にて、筑前國夜須郡(今、朝倉郡の内)馬田郷といふ。</small>
仲哀天皇	久努國造	遠江國山名郡 <small>(今、周智郡)久努郷</small>
應神天皇	伊豆國造	伊豆國
同	怒麻國造	伊豫國野間郡 <small>(今、越智郡の内)</small>
同	印波國造	下總國印旛郡
同	下海上國造	下總國海上郡
同	茨城國造	常陸國茨城郡
同	道奧菊多國造	陸奥國 <small>(のちの磐城國)菊多郡(今、石城郡の内)</small>
同	道口岐閉國造	常陸國多珂郡 <small>(今、多賀郡)道口郷</small>
同	意岐國造	隱岐國
同	明石國造	播磨國明石郡
同	大伯國造	備前國邑久郡
同	上道國造	備前國上道郡
同	三野國造	備前國御野郡 <small>(今、御津郡の内)</small>

同	下道國造	備中國下道郡 <small>(今、吉備郡の内)</small>
同	加夜國造	備中國賀夜郡 <small>(今、吉備郡の内)</small>
同	笠臣國造	或はいふ、笠臣は笠丘の誤にて、備中國小田郡笠岡かと。
同	周防國造	周防國熊毛郡周防郷
同	粟國造	阿波國阿波郡
同	讚岐國造	讚岐國
同	久味國造	伊豫國久米郡 <small>(今、温泉郡の内)</small>
同	小市國造	伊豫國越智郡
同	風速國造	伊豫國風早郡 <small>(今、温泉郡の内)</small>
同	日向國造	日向國諸縣郡
仁徳天皇	下毛野國造	下野國
同	加宜國造	或はいふ加賀國と。
同	都怒國造	周防國都濃郡
同	淡道國造	淡路國
同	松津國造	その地詳かならず。或は杵建の誤にて肥前國基肆郡 <small>(今の三養基郡の内)</small> かといふ。
同	薩摩國造	薩摩國



仁德天皇	大隅國造	大隅國
反正天皇	江沼國造	加賀國江沼郡
允恭天皇	若狹國造	若狹國
雄略天皇	穗國造	三河國寶飯郡(今、寶飯郡)
同	賀我國造	加賀國加賀郡(今、河北郡)
同	羽咋國造	能登國羽咋郡
繼體天皇	伊吉島造	壹岐國

### 第二節 國威の發揚

日鮮關係の  
起源

一半島の服屬 我が國と大陸との間に、太古より密接な關係があつたことは、種々の徵證より見て明らかである。既に神代の物語に於いて、素戔嗚尊が、御子五十猛神とともに半島に往來し給うたこと、少彥名命が出雲の三穗崎に寄り來まし、やがて常世國に渡りましたことの如き、大陸との交通を察せしめるものがある。かくの如く、我が國は古くより大陸との關係が深く、

半島の情勢

且つ朝鮮半島には夙に皇化が及んでゐたと察せられるが、崇神天皇の御代に至つて、皇化はいよいよ力強く半島に及ぶこととなつた。即ち半島は、當時高句麗・新羅・百濟の三國に大分され、新羅の南には任那の小國があつたが、任那は新羅の壓力に堪へかね、救援を我が國に請うた。そこで崇神天皇は、鹽乘津彥命を遣はして任那に鎮守たらしめ給うた。これより任那は、我が半島經營の中心となつた。

神功皇后

さきに仲哀天皇は、熊襲を御親征あらせられ、御志を遂げ給はずして崩御あらせられたが、神功皇后は、熊襲の背後に新羅の援助のあることを察し給ひ、雄々しくも新羅遠征のことを決行し給うた。これけだし仲哀天皇の御遺志に従ひ、熊襲叛亂の根源を絶ち、また崇神天皇以來の半島經營策を大成する所以の御事業であつたとも申すことができる。天神地祇の厚き御加護と皇后の御雄圖とに對して、新羅の敵する術はなく、新羅王は戦はずして皇后の御船の前に降服し、年毎の朝貢を誓ひ奉つた。かくして新羅は、全く皇化に浴したが、やがて百濟・高句麗もまた我に朝貢し、我が内官家として服



屬する誠意を示し、任那には我が使臣が國司となつて駐在し、我が半島進出の態勢は成就するに至つた。

皇威の發展

應神天皇

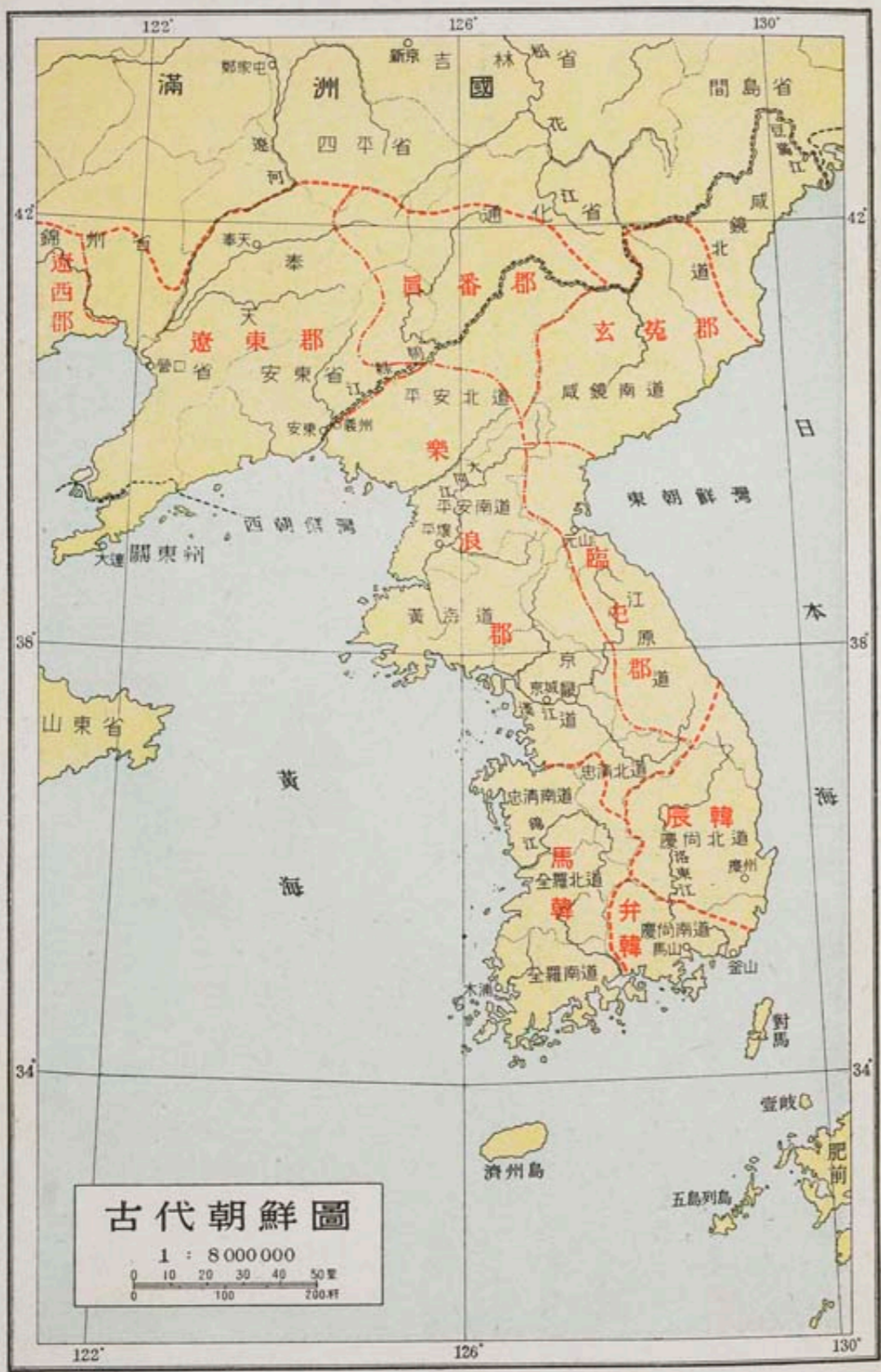
仁徳天皇

かくの如き半島服屬の態勢を基礎として、應神天皇、仁徳天皇の御代は、古代史上最も輝かしい時代とも稱すべき國運隆昌の時代であつた。今に拜することのできる應神天皇、仁徳天皇兩山陵の驚くべき規模の雄大さによつても、その頃の皇威の畏さが仰がれるであらう。應神天皇の御代、百濟より學者が來朝し、大陸の文化を傳へて、我が文化の向上に貢獻したのである。仁徳天皇の都と奠め給うた難波は、大陸交通の門戸であつた。天皇は、また難波に堀江を開き、淀川に堤を築いて洪水を防ぎ、諸國に池溝を穿つて新田を開かしめられるなど、民生の安らかに、産業の豊かならんことを圖り給うた數々の御事蹟も拜せられる。かの民の竈の賑はしからざるを憂ひ、和らぐて、課役を免じ、宮殿・服御の破損・滯滞をも御意にかけさせられなかつた御仁政は、古來世に傳へられて、聖徳の高さを仰がしめるのである。

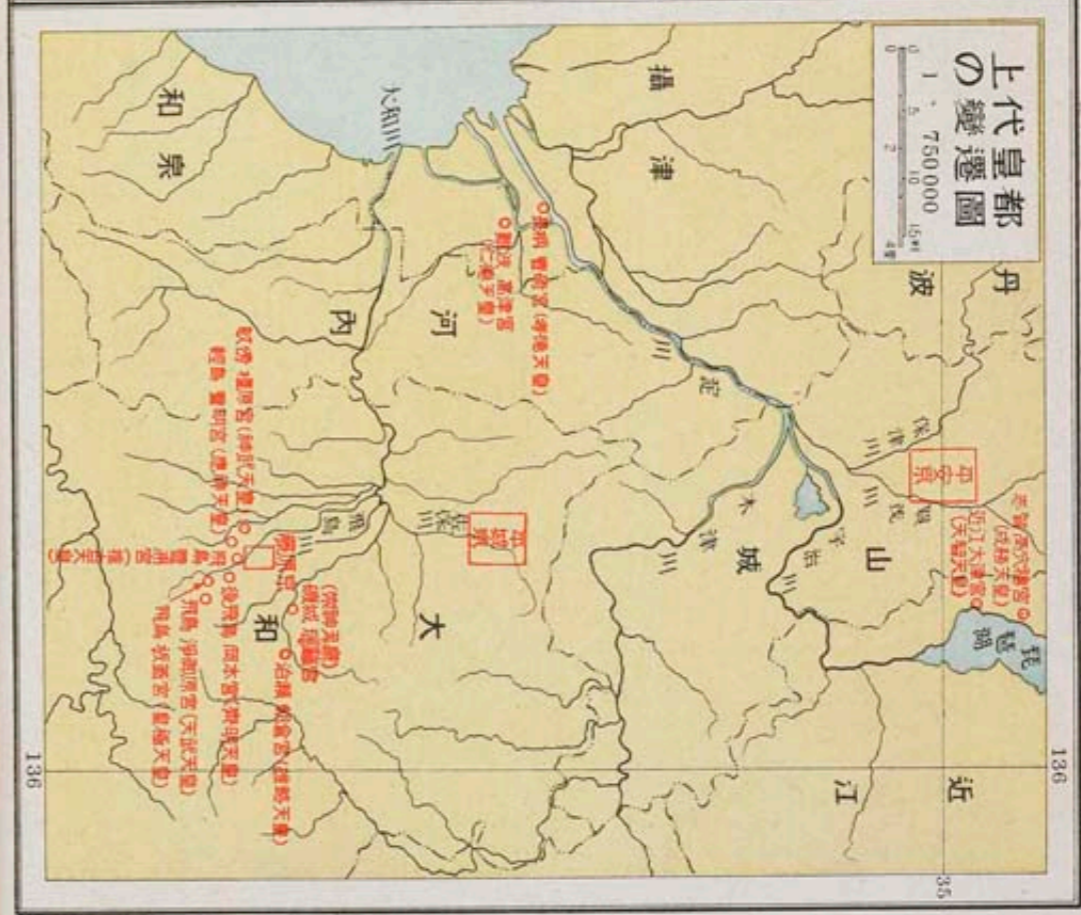
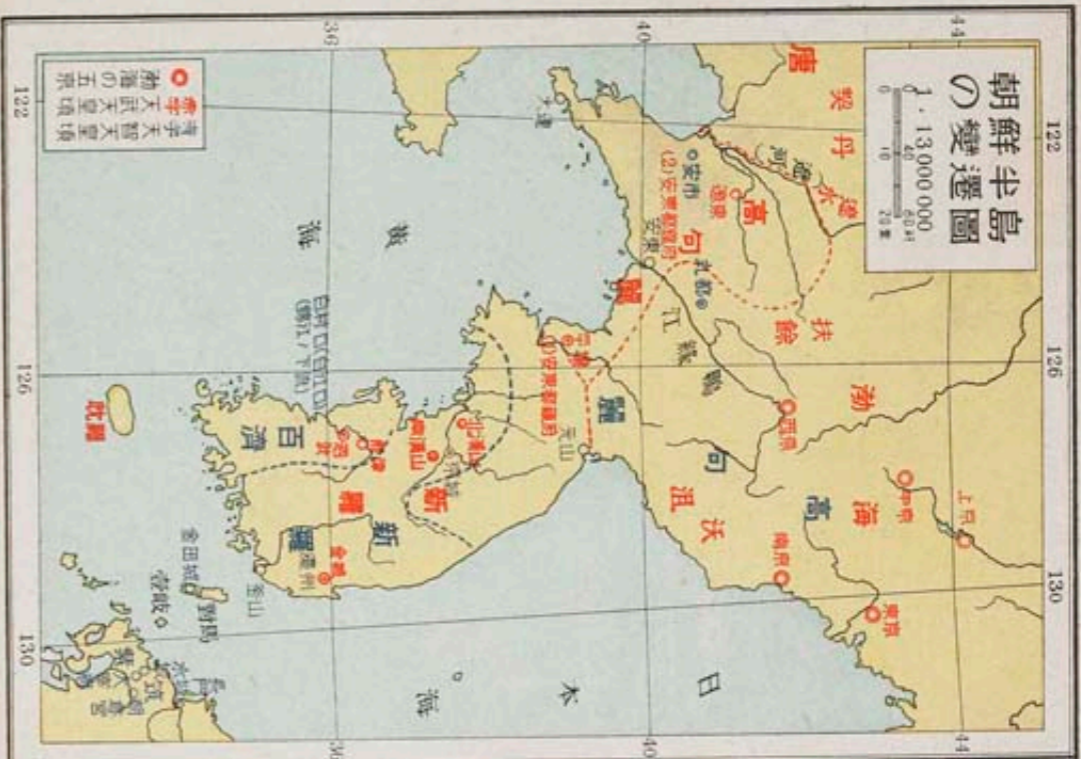
半島形勢の

二支那との關係 古くより朝鮮半島と深い關係を持つた我が國が、支那と

第一圖







推移

も關係を有したことは自然である。殊に漢の武帝が朝鮮に遠征して半島の北半を従へ、その地に樂浪・眞番・玄菟・臨屯の四郡を置いてより、半島には漢の文化が盛んに流入するに至つた。四郡は、のちに樂浪一郡となり、その南に帶方郡が新たに建てられたが、支那でも漢が亡んで魏・吳・蜀の三國時代となり、半島の二郡は、魏の勢力の下に入つた。我が九州の豪族は、既に後漢の時代より半島を経て支那と交通し、我が使者は、遠く後漢の都洛陽に到り、大陸進出の跡を残したが、魏の時代に至つても彼我の往來はますます盛んであつた。このことは、一面から云へば半島諸國に對する我が制壓力が強かつたことを示すものである。

支那との交通

魏が亡んで晉となり、晉は南に遷つて東晉となつたが、東晉は、やがて宋に滅された。宋は江南に國したが、北方諸國は北魏によつて統一せられ、ここに支那は南北二朝の對立となつた。我が國は、履中天皇の頃より雄略天皇の御代にかけて、南朝の宋と通交し、我が使節は遠く宋の都建康に赴いた。これ既に國內に皇化は進展し、我が國力の大體進出の態勢も成就して、興隆



の意氣方に天を衝くの概があつたことを示すものである。三産業の發達 半島諸國を仲介とし、または直接に攝取した大陸文化は、我が固有文化の向上に與つて力があつたが、中にも産業の發達に貢獻するところがあつた。

## 應神天皇

工藝技術  
の傳來

既に應神天皇の御代に、百濟王は、縫衣工女を我に送つて大陸風の裁縫技術を傳へ、また別に百濟より鍛冶・造酒の法等にすぐれた人も來朝したが、同じ御代に大舉渡來した歸化人によつても産業は著しく發展せしめられた。即ち秦の始皇帝の裔といふ弓月君イフツキノミコは、百二十縣の民を率ゐて百濟より歸化した。彼等は、秦の遺民として漢代に樂浪郡に遁れ來つたが、遂に安住の地を我が國に求めて來朝したものであつて、いづれも養蠶・機織の術に優れて居た。されば歸化ののちは、國內各地に分散し、地方産業の振興に力を致した。同じく應神天皇の御代に歸化した後漢靈帝の裔阿知使主アチノミナ、その子都加使主ツカノミナ以下十七縣の民もまた、機織の術を傳へた。かくてみめぐみのもと、弓月君の後は秦人といひ、阿知使主の後は漢人として蕃衍したのである。

## 雄略天皇

豐受大神  
宮奉遷

雄略天皇も、大御心を殖産興業に留めさせられ、皇后もまた、親しく養蠶をあそばされて範を垂れさせ給うた。また天皇は、天照大神の御饌ミケ都神ツクノカミとして産業に御關係深き豐受大神を、丹波から伊勢に迎へて皇大神宮のかたはらに祀り給うた。後世皇大神宮を内宮ウチノミヤと稱し、豐受大神宮を外宮ソトノミヤと稱して崇敬し奉るのである。天皇は、百濟に藝能の優れた者のあることを聞き召され、使を遣はしてこれを徴し、以て我が國産業の發達に資し給うた。

三藏の分  
立

かくて産業は大いに興り、國富もおのづから増したので、ここに三藏の分立を見ることとなつた。三藏とは、齋藏イハク・内藏ウチノクラ・大藏をいふ。古來朝廷への貢物は、神物・官物の分ちなく、すべて齋藏に收納されたが、朝鮮よりの貢物が増したので、履中天皇の御代に特に内藏を建てて官物をこれに收め、阿知使主と王仁ワニとをしてその出納を記さしめた。しかるに、雄略天皇の御代に至つて諸國の貢調がみちあふれたので、さらに大藏を建てて政府の用度をこれに收め、内藏には皇室の内帑を收め、秦氏・漢氏の人をして内藏・大藏の出納を掌らしめ、蘇我滿智をして三藏を檢校せしめられた。このことは、國家財政



## 半島の離叛

の膨脹と、これを掌る官司の分立とを物語り、國力充實の裡に政治機構の整備されて行く事情を示してゐる。

四日本府の沿革 雄略天皇の御代は、國運發展の上にめざましい時代であつたが、同時にまた憂ふべき事態のやうやく萌した時でもあつた。國內に於いては、大臣・大連等の專權の振舞が次第に顯著となり、國外にあつては、半島にある我が出先官憲の荒怠甚しく、加ふるに新羅の勢力が勃興し、日本府の勢威は、昔日の面影を失ふに至つた。かくて任那も、新羅と款を通じて我が國から離叛しようとし、半島の統治は頗る困難となつて來た。

宣化天皇は、外交の不振を挽回せんとし給ひ、宣化天皇の元年六一九に、まづ官家を筑紫の那津なつの口くち博多附近に設け、諸方の穀物をここに運んで非常の場合に備へ、翌二年、新羅が任那に寇するや、大伴金村に命じて、その子磐い及び狭手さて彦を遣はして任那を援け、百濟を救はしめられた。

欽明天皇の御代に至つて、高句麗・百濟・新羅・任那は、いづれも一度は入貢したが、天皇は、特に半島の形勢を憂慮し給ひ、百濟に詔を賜うて、任那の復興を

議せしめ給うた。百濟の聖明王は、詔を拜したが、事を容易に運ばず、新羅は、これに乗じて、高句麗と結んで百濟・任那を滅さうと圖つた。ここに於いて天皇は、百濟の請に應じ、援軍を送つて新羅を討たしめ給うた。しかるに新羅は、高句麗と呼應して容易に屈せず、百濟の聖明王は、新羅に攻め入つて戦歿し、王子餘昌は、皇軍の援護によつて本國へ逃れ歸つた。これより新羅の勢力は、いよいよ盛んとなり、欽明天皇二十三年二二二遂に任那は滅亡するに至つた。

朝廷は、援軍を百濟に遣はして任那の再興を圖り給うたが、遂に成功しなかつた。しかし三國は、そのちも我が國に朝貢を怠らなかつた。この時日本府は撤去されたが、我が國と半島諸國との間には、依然として舊來の關係が持續せられたのである。

## 支那との通交

六年〇雄略天夏四月、吳國遣使貢獻。〇中略

## 日本府の閉鎖



八年春二月遣身狹村主青檜隈民使博德使於吳國。○中  
 十四年春正月丙寅朔戊寅身狹村主青等共吳國使將吳所獻手末才伎漢織吳織及衣  
 縫兒媛弟媛等泊於住吉津。是月爲吳客道通磯齒津路名吳坂。三月命臣連迎吳使、  
 則安置吳人於檜隈野。因名吳原。以衣縫兒媛奉大三輪神以弟媛爲漢衣縫部也。  
 漢織吳織衣縫是飛鳥衣縫部伊勢衣縫之先也。(日本書紀卷十四)

### 豐受太神宮の創立

彼天皇天皇○略 即位廿二年戊午七月七日豐受神宮於被奉迎也。(太神宮諸雜事記第二)  
 大長谷天皇天皇○略 御夢 誨覺賜 吾高天原坐見眞岐賜處志都眞利坐奴然  
 吾一所耳坐甚苦加以大御僕安不聞食坐故丹波國比治乃眞奈井坐我御僕  
 都神等由氣太神我許欲止誨覺奉爾時天皇驚悟賜即從丹波國令行幸度會  
 乃山田原下石根宮柱太知立高天原知疑高知宮定齋仕奉始是以御僕殿  
 造奉天照坐皇太神乃朝乃大御僕夕大御僕日別供奉(止由氣宮儀式帳)

### 第三節 氏族制度

#### 氏族の構成

一氏族制度とその沿革 肇國の古事が物語るやうに、古代に於ける我が國

は、皇室を中心として、大小多數の氏に依つて組織せられてゐた。これを氏  
 族制度と呼ぶ。

氏は、血縁關係に依つて結ばれた集團であつて、その成員を氏人といふ。  
 外に對しては氏を代表し、内にあつては氏人の統制に任ずるものを、氏上と  
 いふ。氏族は、一地方を開拓して定住するのが一般であるが、政治上經濟上  
 の理由によつて、一氏族が分裂して、ここに宗支の關係が生ずる。その宗支  
 關係に於いては、宗族が支族を統べる。かくて大小幾多の氏族が、世襲の職  
 業に就いて皇室に奉仕し、皇室は、最高宗族としてこれら諸氏族を統轄あら  
 せられ、ここに國家全體を以て一大氏族國家を構成するに至つた。

平安時代の初め、萬多親王は、嵯峨天皇の詔を奉じて新撰姓氏錄を編纂し  
 給うたが、その時、氏族をその出自によつて分ち、皇別、神別、諸蕃の三類とされ  
 た。しかして同書に見える畿内五ヶ國の氏族は、すべて千百八十二氏で、未  
 定の雜姓百十七を除き、皇別三百三十五、神別四百四、諸蕃三百二十六を數へ  
 た。

#### 氏族の三別



氏族は、公・別・臣・連・國造・縣主・稻置・村主等の姓を稱した。氏族は、その出自や朝廷に奉ずる職務により貴賤尊卑の別を生じ、これを表はすために姓が發達したのであるが、次第にこれが整理せられて公的な性格を帯びるやうになつた。即ち上下の別が成立し、朝廷は功を賞して貴姓を賜ひ、或は罪を責めて姓を貶せられるやうになつた。國造・縣主・稻置・史の如きは、初めは官職を示すに過ぎなかつたが、その官職が世襲せられる間に、姓の性質を帯びて來た。臣姓を稱するものの中で皇別のもの、また連姓を稱するものの中で神別のものは、その尊屬の長を擧げて國政に參與せしめた。それをそれぞれ大臣・大連といふ。かくて大臣・大連は、ともに宰相の地位に位し、國政に參與した。雄略天皇の御代からは、大臣・大連が相竝んで大政輔弼の任に就いた。また地方官として國造・縣主・稻置等があり、その職を世襲したので、その管轄に屬する土地・人民との關係は、あたかも封建制度に類するものがあつた。

## 氏姓の整

かくの如く氏姓は、各個人の政治的・社會的地位を決定する意義を有して、

## 理

ゐたから、或は出自を偽り、卑姓のものにして貴姓を稱するものがあつて、氏姓の混亂を生ずるに至つたので、朝廷ではこれが整理を必要とされた。允恭天皇は、この形勢を察せられ、盟神探湯によつて氏姓の混亂を正し給うた。姓は、大化改新以後、その重要性を失ひ、天武天皇は、真人・朝臣・宿禰・忌寸・道師・臣・連・稻置の八姓を定められたが、この時の姓は、全く出自官職を離れ、ただ氏族の尊卑の別を表はす爵位の如き性質に變つてゐた。

部  
民

各氏族には、部なるものが隸屬して居た。これ等の民は、部・曲・民部・家部などとも稱へられた。部は、多くその隸屬する氏族の稱を取つて某部と稱した。例へば、蘇我氏の蘇我部、中臣氏の中臣部の如きがそれである。しかし、時には阿曇氏が海部を、大伴氏が久米部を率ゐるが如き例外があつた。部民は、氏姓を有せず、單に部と名を稱するに過ぎない。部民は、多く農業に従事してゐたが、特殊の部民は獨得の職業を以て氏族に仕へ、また朝廷に奉仕した。例へば、玉造部は攻玉の業を以て、土師部は土器の製作を以て、それぞれ伴緒または伴造と稱せられた氏上に率ゐられて朝廷に奉仕した。上代



の特殊の技藝は、主としてこれらの職業的部の部民によつて傳へられたのである。

御子代部  
御名代部

また天皇、皇后皇族の御名を後世に傳へんがために設けられた御子代部、御名代部なるものがある。例へば、景行天皇は、日本武尊の功名を後世に御傳へあそばされんがために建部(武部)といふ御名代を定め、尊の御子孫を建部君としてこれを統率せしめられた。また垂仁天皇は、皇子伊登志和氣王に御子がおはしまさなかつたので、御子代として伊登志部を定め給うた。これらの部の名は、天皇、皇后皇族の御名を負ふものが普通であるが、時には御住所の名をつけられたものもあつた。これらの部民は、皇室直轄のものであつたから、これが時とともに次第に増加したことは、皇威の發展を示すものであつた。

國家統治の  
基礎

二氏族制度の發展 既述の如く、我が國の氏族制度は、皇室を中心として大小の氏族が團結し、天皇の統制の下に國家統治の基礎が置かれた。皇室に於かせられては、皇祖天照大神を尊崇あらせられ、祭祀を厚くし、神慮によつ

て氏族を統べ、皇祖肇國の鴻基を啓き、天業を恢弘し給ふのである。また氏に於いては、皇室を宗家として、仰ぎ奉るとともに、各氏族の氏が、氏神の祭祀を嚴にして、氏人を支配した。されば、氏族に於ける氏神尊崇の念は、皇室の御祖神天照大神の尊崇に歸一し、かくて國家統治の基礎が形成せられる。即ち統治支配の關係について見るに、天皇は、國の元首にして大八洲を統治せられ、その統治の範圍は、皇威の隆昌とともにますます擴張せられて行く。當時天皇の直接支配し給ふ所は、天皇及び皇族の直轄地たる御縣屯倉と稱する御料地と、御子代、御名代等の部民であつて、諸氏の土地、人民については、その氏上を通して間接にこれを支配あらせられた。かくの如く、各氏族が各地に據つて一定の土地、人民を世襲私有し、私權を行使してゐた點は、さながら封建制度に類似するものがあつた。氏族は、各地に集團として割據の形にあり、氏族集團は、一は人の結合であるとともに、他に土地と離るべからざる關係を有してゐた。故に、氏族制度は、人と土地との不可分の關係にあつたのである。この意味に於いて、氏族制度は、一種の行政組織であると云



ひ得る。

かくて氏族制度は、そのまゝに政治組織をなしてゐるものであるが、これらの氏族は、同一の祖神を崇めて團體の結合を固くした。この神への繋がりによつて各氏族間の交りを和げるとともに、皇室に對し奉り固く結ばれるのである。たとひ氏族には皇別神別諸蕃の三區分があり、また血統を異にする部民が包容せられてゐても、その結合の觀念には異なるところがなかつた。

氏族制度には、二つの精神的要素がある。一は一氏族内には血縁關係以外のものを含むといへども、その祖先に至つては同一の神に歸するといふ精神、二は氏族内の人々は同胞であるとの觀念である。さらにかやうな意識を強めるものに、同じ業務に服する生活意識がある。かくて氏族制度は、一は氏神の尊信、一は家長的集團の結合を形成した。上代の國家組織は、この氏族制度の生活と異ならざるものである。換言すれば、氏族制度の觀念には、國家の觀念がそのまゝに反映し、その中に神と人との關係が強く意識

氏族制度の  
精神的要素

せられてゐるのである。

かくて氏族生活を律する根本觀念は、同祖同胞の血縁觀念であつて、この觀念の擴充によつて皇室を中心とする大家族の國家の觀念が生れる。ここに報本反始・忠孝一本の我が國民道德の淵源が存すると云ふべきである。氏族制度の國家生活は、敬神崇祖によつて層位的に皇室に從屬し、また氏族相互の間は、すべて同祖同胞の觀念のもとに固く團結を保つてゐた。これを要するに、皇室と氏族との關係は、全く國家組織の中に包含せられ、氏族は皇室に服屬し、皇室が中心となつて、國家が成長して行くのである。

かかる國家の發展を地域的に見れば、皇威の進展するとともに、地方氏族の皇室に對する忠誠の念の昂揚となつて現はれてゐる。特に崇神天皇の御代には、四道將軍の發遣によつて、未だ皇威に浴せざる地方の豪族を従へ、内部的には政治の體制を整へ、氏族の結合、敬神の思想はいよいよ昂つた。また人民を校し、課役を定めたのもこの時であつた。かくて皇威があまねく氏族の勢力範圍に深く及んだことは、國家の内的發展として極めて重大



## 經濟組織

な意義を有するものと云はなければならぬ。

國家が發展するに應じて、經濟組織も整へられた。當時の經濟組織は、氏族關係による土地經濟であつて、原則として自給自足の經濟であつた。生産部門を擔當する中心は部であつた。氏上はその氏人をして特に部民を使役して土地の耕作開墾その他の勞務に従事せしめた。この氏族に屬する部民が、農業の發達その他各種の産業・技藝方面の進歩に貢獻したことはもとよりであるが、このほかに當時の經濟の進歩に密接な關係を有したものは、外來文化の影響であり、それについては、前節に既に述べた通りである。

#### 第四節 固有文化と大陸文化

## 祭祀

一祭祀固有信仰 神祇の祭祀が行はれたことは、既に神代からである。即ち天照大神が天石窟あまのいはらに隠れました時、諸神が窟戸いはらこの前に集つて神樂を奏したことや、天照大神が天兒屋命と太玉命とに對し、皇孫のために神を奉齋すべき神勅を下されたことが傳へられてゐる。神武天皇は、また即位せられ

るに當つて特に御心を皇祖の祭祀に用ひさせ給うたが、この御精神は、御歴代の天皇に傳へられた。天皇が神を祭り給ひ、神慮のまにまに、國家の繁榮と國民の福祉とを圖り給ふことは、獨り我が國の美風であつて、祭政一致の姿がここに顯現せられるのである。

祭祀の起源はかくの如く古く、その意義はかくの如く重い。かくて、天皇の行はせ給ふ國家的な祭祀として、古くより多くの祭祀が定つた。例へば大嘗祭おほなかつり(新嘗祭にひなかつり)である。この祭は、新穀を以て皇祖を始め天神地祇に饗し奉り、天皇御みづからも聞し召され、神恩を感謝し、國民の福祉を祈念し給ふ最も重き祭祀である。また祈年祭としのまつりがある。これは、毎年二月年穀の豊穰を天皇が親しく天神地祇に祈請し給ふ御儀である。また朝廷では、大殿祭おほほらまつり、御門祭かどのまつり、鎮魂祭ちんこんまつり等を行はせられ、皇居の平安、宮門の護り、聖壽の無窮を祈り給ふのである。

(註) 大嘗祭と新嘗祭とは、古くは區別がなかつた。延喜式には明らかに區別せられてゐるが、この區別は奈良時代から始つたものと考へられてゐる。



## 神社の成立

祭祀を行はんがため、神靈を一定の場所に鎮め奉るのは、神社の起源である。古代に於いては、山川の自然物を祀り、または樹木、森林、自然、石の類に神靈を鎮めてこれを祭祀した。神籬、神南備は、神靈のやどり給ふ尊嚴なもうけであり、磐境は、神靈奉齋の聖域を圍む神聖なそなへである。皇孫の降臨に際して高皇產靈尊は、天兒屋命、太玉命に、天津神籬を持ちて葦原中國に降り、皇孫のために齋さまつれと宣うた。文化が進歩し、社會生活が複雑となるに及んで、神籬に建物が設けられ、次第に儀容を整へ、大社造、神明造、住吉造等の神社建築の様式が発生するに至つた。

## 氏神

既に述べた如く、國民生活は、氏族制度の下に組織され、一氏族の人々はそれぞれ、氏神を奉祭した。この場合、氏神は氏族の祖神が普通であるが、別にまた何らかの由緒によつて崇敬せられる氏神がある。例へば、饒速日命の子孫物部氏が、誦靈の劍を奉齋せる石上神宮を氏神としたるが如きはこれである。かくて氏族がその祖神を奉齋することに於いて團結すること、は、祖先崇拜の本然の姿であり、また氏族が祖神を氏神と仰ぐことは、これを

上にしては、即ち皇室が皇祖天照大神を御祖神として崇敬し給ふ御事と揆を一にする。

## 禊祓

禊祓とは、罪や穢を拂ひ棄て、清淨潔白に復らんとする行事であつて、國家的祭祀に於いても、また個人に於いても行はれた。その初めは、伊弉諾尊の橿原の禊祓にあり、神武天皇も、即位後天種子命をして天つ罪國つ罪を祓はしめ給うたと傳へられる。かかる行事は、必ずしも我が國獨特のものではないが、我が國に於いて特にこれを重んずるに至つたのは、また我が國固有の國民性に基づくものでなければならぬ。即ち清淨を尊び、淡泊を愛し、進取を好む國民性は、また自ら犯した罪惡を潔く認め、これを淨めることによつて明日の活動を期したのである。この精神は、國史を通じて脈々として流れ、國運進展の勢もかかる積極的な思想に負ふ所が多い。さらに尊きは、天皇が國の行事として國民の罪過を祓はしめ給ふことである。國民の罪を責め給はず、祭祀を修してその祓除を神々に祈り給ふことは、義は君臣にして情は父子として國民を慈しみ給ふ大御心にほかならない。肇國以來



## 祝詞・神樂

萬世一系の天皇を仰ぎ奉る我が國の生成發展し行く強き美はしき姿は、この禊祓の行事に於いてもよく窺はれる。

祭祀に當つては、鏡や玉を幣帛とともに榊の枝にかけて神前に捧げ、群衆の下に、神前に祝詞・神樂を奏した。神事に用ひられた祝詞の形式や内容は、國史編纂時代になつて始めてその實例に接し得るのであるが、その起原は祭祀とともにあつたものと考へられる。かくて我が國固有の文學藝術も祭祀を中心とし、これに關聯しつつ發達したのであつた。

## 歌謠

我が國固有の文學としては、祝詞のほかには、歌謠等があつた。歌謠は、宮廷に於ける酒樂・豐明等の饗宴、歌垣と稱する村人の集合を始め、その他あらゆる機會に盛んに謠はれた。大嘗會その他の節會には、都に近い地方の者が參内して歌笛を奏することが行はれ、また戰爭の際に士氣を鼓舞するため、歌が謠はれることもあつた。神武天皇が中洲平定の際に詠ませられた御製は、來目歌と稱せられ、のち永く宮廷の舞樂として行はれた。上古の歌謠は、曲を附して謠はれ、音樂・舞踊を伴ふのを常とした。歌調は、おほよそ

## 農業の進歩

五音をくりかへすのを基準としたが、次第に五七調・七五調に變化する傾向を帯び、次代に發展する短歌・長歌・旋頭歌の萌芽を藏してゐた。

二産業・工藝・建築　農業は、神代以來我が國の主要なる産業として重視せられ、崇神天皇は、農は天下の大本なりと詔りし給うた。上代に於ける拓殖移住、池溝の開發、灌漑の便等の施設は、歴代天皇の御心を用ひさせ給うたところである。崇神天皇の勸農の詔、垂仁天皇の土功事業等は、その一斑を示すものである。殊に仁徳天皇は、都を交通至便なる難波に奠め給ひ、大御心を民の福祉に注がせ給うて、租税の減免、民業の發達を圖り給うた。即ち難波の堀江その他數多くの池溝の開鑿、茨田堤の修築等により、田地の灌漑を便にして大いに農業を奨勵し給ふとともに、橋を架し、道を開いて交通を便にし、人民往來の便を與へ給うたので、産業はいよいよ發展するに至つた。

## 狩獵・漁撈

狩獵・漁撈も、神代より行はれたことが見られるが、國民は、狩獵を以てのみ生活してゐたのではなく、農業に従事し、必要に應じてその專業に従つてゐたのである。古事記に山幸・海幸の傳説が見え、崇神天皇の御代には男子に



弓弭調、女子に手末調が課せられ、或はまた海部・網部・鵜飼部・鷹甘部の如き狩獵・漁撈に従事する部民があつたのである。また今日隨所に發見される貝塚を始め、銛・釣針その他骨角器の發見は、それらの生活を十分に推察せしめるであらう。

## 商 業

物資の交換は、早くより行はれてゐたらしく、神代からその傳承が傳へられてゐる。市は、元來民衆の集る場所を意味するものであつたが、のちには特定の場所で直接交換を行ふ意味となつた。かやうな市は、各地に立てられるやうになり、應神天皇の御代には大和に輕市、雄略天皇の御代には河内に餌香市、武烈天皇の御代には大和に海石、市、敏達天皇の御代には大和に阿斗桑市があつた。このほか、地方にも交通至便な所、或は政治上經濟上の中心地に市が發達した。市には市司を置いてこれを監督した。市のほかに行商が行はれたやうである。また朝鮮とも貿易が行はれ、攝津の難波津・務古水門、筑紫の那津が海港として榮えた。

## 遺物遺跡に

古代の人々は、石・土・骨・牙等で簡單な器具を作り、狩獵・漁撈の具とし、または

現はれた文  
化的資源

石器・土器  
青銅文化  
と鐵器

家具としてその生活をうるほしてゐた。その技術は、幼稚ながら、土器の中には藝術的天分の豊かさを示すものがある。

青銅器には、銅劍・銅鉞及び銅鐸が多數發掘される。銅劍・銅鉞は、北九州・中國・四國の諸地方に著しく、銅鐸は、近畿を中心として四國・中國・中部地方に分布せられてゐる。しかして銅劍・銅鉞の中には、朝鮮から輸入せられたものもある。またこれらの遺品とともに、漢代の古鏡や貨幣が發掘せられるから、當時の文化は、大陸の影響を受けてゐたことが分る。銅鐸は、我が國特有のものであつて、朝鮮半島の南部にも發見せられるが、それは當時同地方に居た我が國民が使用したものと考へられる。鏡は、各地の古墳より出土する。中には支那で作られたもの、またはこれを摸したものもあるが、我が獨自の意匠を施したものが少くなく、支那鏡の如き深刻さがなく、温みと軟みをその中に藏してゐる。

青銅器とともに鐵器が使用せられ、刀劍・甲冑・馬具等が製作せられた。我が國に於ける刀劍は、すべて直刀であつて、現在發掘せられるものは、朽損し

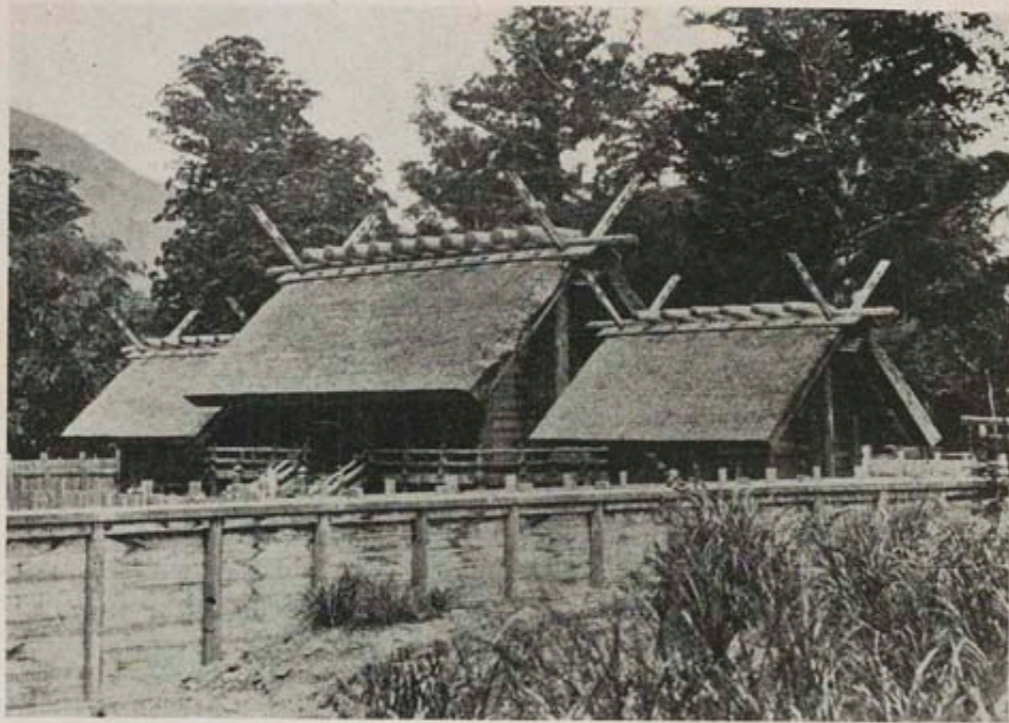


たものが多いが、科學的研究の結果、既に銳利精巧であつて、その精鍊技術も進歩してゐたことが證せられる。日本刀の優秀なことは、世界に冠たるものであるが、かかる優秀な技術もその濫觴を古代に發してゐる。

古墳  
上代の遺蹟を代表するものに古墳がある。敬神崇祖の念は、自ら墳墓に現はれて、概ね規模宏大なるものが營まれた。古墳の内部には石室を造つて、石製又は陶製の棺が納められ、玉、鏡、劍、甲冑等が副葬せられ、周圍には埴輪が立てられた。埴輪は、一見無難作に見える手法の中にも優れた感覺と熟練した手腕とを示してをり、次代の飛鳥藝術を生む天稟の閃きを見せてゐる。墳墓の形は、圓墳最も古く、前方後圓墳これにつき、のちには方形墳、上圓下方墳等が見られ、特に前方後圓墳の如きは、その規模がただに豪壯雄大なるのみならず、よく四圍の自然と調和を保ち、古人の心のうるはしさを現はし、まことに世界に誇り得るものである。

## 建築

敬神崇祖の精神を最も具象化したものに、神社建築がある。皇大神宮出雲大社、住吉神社等の神殿は、幾回となく造り替へられてゐるにも拘らず、そ



皇大神宮御本殿



出雲大社本殿



文教の傳來

の形式はよく往時の古制を存し、上代の神社建築及び宮殿建築の形式をそのまゝに傳へてゐる。かかることは、悠久な歴史を有する我が國體の然らしむる所であつて、千古の久しき建築の美を保持することは、興亡常ならぬ諸外國に於いては見られないところである。

三大陸文化の傳來 皇威の進展とともに、大陸文化は、我が國に攝取され、學問・産業の發達を促したので、半島より多數の移民が渡來し、我が文化の開發に大いに貢獻するところがあつた。

三韓諸國が我が國に服屬するに及んで、しきりに大陸の文物を傳へた。應神天皇の御代に弓月君や阿知使主が、それぞれ多數の人民を率ゐて渡來し、或は養蠶の業に従ひ、或は文事に従事したことは、既に述べたところである。同じく應神天皇八十四年四年に、百濟より阿直岐あぢきが來り、ついで翌年王仁が來朝し、皇子菟道稚郎子うさぢのなやまこは、これらを師として典籍を學び、深くその義理を究め給うた。王仁の子孫は河内に居り、阿直岐の子孫は大和に住んで、文事を以て朝廷に仕へたので、漢字の習得、漢籍の學習は、朝廷を中心として次



曲玉 石庖丁(上) 石斧(下) 石槍



裝飾附埴 同 繩紋式壺



埴輪 女子像 同 武人像 同 男子像



第に行はれるやうになつた。王仁が始めて來朝した際、論語千字文を献上したので、ここに孔子の精神を最もよく表現せる論語が、我が國儒學傳來の先驅となつた。儒教の説く所は、祖先を崇め、忠信、孝悌の道を尙ぶなど、我が固有思想と通ずるところ多く、従つて容易に我が國民に受容せられ、古來の道德的思想の内容を豊富ならしめた。この間の事情は、聖德太子の憲法十七條を拜しても知られるところである。我が國民は、異國の思想、學問を攝取するに當つて、取捨選擇を誤らず、禪讓放伐、易姓革命の思想を排して、忠孝を主とする道德思想を容れ、これを皇道に醇化するを常とした。これ我が國民の傳統的精神の根強さを物語るとともに、その文化攝取の態度を明らかにするものである。やがて繼體天皇の御代に五經博士、欽明天皇の御代に醫、易、曆の諸博士が百濟から來朝し、さらに推古天皇の朝に天文、地理の諸學もまた、百濟から傳來し、學術の領域は次第に擴められ、習得の効も利用厚生の域に達し、國民生活に潤ひを與へるに至つた。

## 工藝の傳來

文教とともに大陸の工藝もまた、半島から傳はり、應神天皇の御代、新羅王

は、工匠を獻じたが、ついで雄略天皇の朝に、百濟王もまた、陶部、鞍作部、畫部、錦部、譯語等を獻じ、またほかに漢手人部、衣縫部、穴人部等も來朝し、大いに工藝の進歩を促した。また應神天皇は、阿知使主を支那江南地方に遣はして、縫女、兄媛、弟媛、織工、吳織、漢織を招聘せしめ、百濟よりは、錦織の職工を召させ給うた。大陸の織縫術は、これより我が國で行はれ、外來の鍛冶術、釀酒法等もこの頃より取入れられ、大いに我が技藝の發達を促進した。

## 佛教の傳來

文教並びに生産技術、その他工藝美術に於ける大陸文化の影響は著しいものがあつたが、さらに我が文化並びに宗教上に著しい影響を與へたものは佛教である。欽明天皇の十三年<sup>二二一</sup>に、百濟の聖明王から佛像、經典を獻じ、その功德を稱讚した上、表文を奉獻するに及んで、朝臣の間に採否について波紋が描き出されたが、佛教は、既に歸化人の間には、以前からこれを奉ずるものがあつたのである。初傳の年次は不明であるが、繼體天皇の御代に歸化した南梁の司馬達等が、草堂を大和の高市郡坂田原に結んで佛像を安置し、禮拜してゐたが、一般には普及しなかつた。やがて欽明天皇の御代



に、公的に佛教が傳來したので、天皇は、佛陀禮拜の可否を群臣に御下問あらせられた。しかるに、當時氏族擅權の弊は甚だしく、蘇我・物部兩氏の對立は、佛教信仰の可否とからんで紛争を生じ、三十餘年の久しきに亙つてこの争ひが繼續した。

儒教・佛教は、ともに我が國から見れば外來思想である。佛教の説くところは儒教と異なり、後者の學問的なるに反し、前者は信仰的であるだけに、國民の思想を刺戟することも儒教の比ではなかつた。しかしながら、當時にあつては、未だ佛教の教義が深く理解せられて國民の信仰生活に取入れられるまでに至らなかつた。人々は、過去・現在・未來の三世を立て、因果應報の法を聽き、慈悲忍辱を説く佛教の世界にあこがれ、彼岸に理想の世界の存在を知つたのである。この未來の理想を追ふ思想は、從來の現實的な國民思想とは餘程異なつた點が多いので、その影響は大なるものがあつた。しかるに、佛教が我が國に傳來するや、その思想が逆に我が國民思想の影響を受けて日本化せられ、鎮護國家を標榜する國家主義となり、漸次神道思想と調

和していつたのである。佛教の教義が廣く國民生活上の信仰として取入れられたのは、次代の聖德太子に俟たねばならないが、佛教興隆の素地は、既にこの頃に見られた。

四文化攝取の態度 皇威の進展は、やがて半島にまで更張せられ、大陸との交通は、やうやく頻繁となつた。かくて大陸の文化は、直接・間接に我が國に傳來せられ、我が上代に於ける文化の發達を促したのである。

儒教が始めて傳來せられた時を回想するに、當時大陸の文運は、既に隆盛の域に達し、我が文化のあらゆる分野に著しい影響を與へ、朝野の人々は、新文化の輸入に心を傾倒した。ただに彼の國より貢獻せる工匠或は學者を待つに止まらず、我より進んで彼の國の學者・工匠を招聘したことは、大陸文化の受容に如何に積極的であつたかを示すものである。既に述べた如く、菟道稚郎子は、王仁に就いて率先儒學を修め給うたのであるが、應神天皇九十七年七九五年二月、高句麗王の上表文に、「高麗王日本國に教ふ。」の文字を見給ふや、その無禮を責めさせ給うた。この毅然たる御態度は、當時の我が大陸



文化攝取の態度を示し給うたものと云へやう。

神籬と磐境

高皇產靈尊因勅曰吾則起樹天津神籬及天津磐境當爲吾孫奉齋矣。汝天兒屋命太玉命宜持天津神籬降於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉。乃使二神陪從天忍穗耳尊以降之。(日本書紀卷二)

祓除

伊弉諾尊既還乃追悔之曰吾前到於不須也凶目汚穢之處故當滌去吾身之濁穢則往至筑紫日向小戸橋之檉原而被除焉。(日本書紀卷一)

菟道稚郎子の御果斷

二十八年○應神天皇秋九月高麗王遣使朝貢因以上表其表曰高麗王教日本國也。時太子菟道稚郎子讀其表怒之責高麗之使以表狀無禮則破其表。(日本書紀卷十)

第三章

大化改新と東亞

第一節 大陸の情勢と革新の氣運

東亞の情勢

一東亞の情勢 我が國と大陸との交渉が開かれてから、彼我文化の交流は次第に頻繁となつたが、欽明天皇の御代、佛教が傳來した頃を轉機として大陸との關係は一層密接になつた。聖德太子の新政の施行、對隋外交の刷新は、我が國威を海外に宣揚し、毅然たる態度を顯示するに至つたのである。さきに大陸に覇を唱へた漢は、このころ既に滅亡し、ついで三國分裂の時代となつた。やがて晉の起るに及んで、一時支那を統一したが、漢民族の勢威は、既に昔日の面影なく、これに乗じて南下した所謂北狄なる強盛な民族が、河北の地に小國を分立し、五胡十六國の紊亂期を生み、さらに南北の對立を見るなど、幾多の分裂と混亂とを繰り返した。しかるに、崇峻天皇の二年、隋の文帝が陳を滅すや、ここに統一の業成り、煬帝に至つて盛んに外征を行